

## 優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の方法と実施 (スクリーニング評価に準じた評価)

### 1. 目的

スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存在する。

- ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがないとは認められないかどうかを評価することが必要である。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、最新の有害性情報及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合には、優先評価化学物質の指定根拠に追加することとする。

(参考) 優先評価化学物質の指定状況 (令和1年11月22日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	86物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	100物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	37物質
優先評価化学物質の合計	223物質

### 2. 評価方法

一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報(製造・輸入・出荷数量、用途)から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有害性クラスのマトリックス(以下「優先度マトリックス」という。)において、有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質について、優先評価化学物質相当と判定する。

### 1 **評価の実施対象**

2 平成 30 年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康影  
3 響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先評価化学  
4 物質への指定時期との関係で、平成 30 年度はまだ一般化学物質としての届出が  
5 された物質については、優先評価化学物質としての数量が把握できないため対  
6 象外とする。

### 7 **暴露クラスの算出方法**

8 スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スク  
9 リーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

### 10 **有害性クラスの算出方法**

11 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

### 12 **優先度マトリックス**

13 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

### 14 **専門家による選定方法**

15 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

## 16 **3. 優先度判定案及び専門家による詳細評価**

17 2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、優先評価化学物質に相当すると  
18 考えられる物質はなかった。

19 優先度判定案及び専門家による詳細評価については以下の通り。

20 評価対象物質の暴露クラス：資料 4-2

21 人健康影響に関する優先判定案：資料 4-3

22 生態影響に関する優先度判定案：資料 4-4

23 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し：資料 4-5

24 環境中濃度による詳細評価：資料 4-6